

添付書類の提出が便利になりました。



イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ（以下「申告書等データ」といいます。）を送信する際に、別途、郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」(www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm)でご確認ください。

1 PDF形式のイメージデータを作成

- 添付書類（書面）のスキナーによる読み込みやパソコンで作成した添付書類（文書データなど）のファイル形式の変換などにより、PDF形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
 - ・ 目視により内容の確認ができること
 - ・ パスワードを設定していないこと
 - ・ 白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト（WEB 版又は PC 版）」でイメージデータを追加送信することができます。

留意事項

- 申告書、申請・届出書やイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで送信された場合、法令上、その送信は効力を有しないこととなります。この場合、改めて、電子データ（XBRL 形式又は XML 形式）の送信又は書面による提出が必要であり、再送信又は書面提出の日が文書收受日となります。
- 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（収用証明書、登記事項証明書など）は、法定申告期限又は提出した日から原則 5 年間保存しておく必要があります。
- 税務署で、送信されたイメージデータの内容が確認できない場合には、イメージデータの再送信又は書面による提出が必要となります。



財務諸表及び勘定科目内訳明細書データを e-Tax 送信

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書データ（以下「財務諸表等データ」といいます。）が、e-Tax で受付可能なデータ形式（XBRL 形式又は XML 形式）で作成されていない場合、別途、郵送などで書面による提出が必要でしたが、国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）のデータであれば、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換し、e-Tax に送信することができるようになりました。

1 財務諸表等データの CSV ファイルを作成

- 国税庁が定めたファイル形式（CSV 形式）でデータが作成できる税務・会計ソフトを使用して、財務諸表等データを作成します。

2 CSV ファイルを組み込み、データ変換し、送信

- ①で作成した CSV ファイルを e-Tax で受付可能なデータ形式に変換できる税務・会計ソフトに組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信します。
- 利用している税務・会計ソフトが e-Tax で受付可能なデータ形式に変換する機能を有していない場合は、「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込み、データ形式を変換の上、e-Tax に送信することができます。

留意事項

- 財務諸表については、データ変換時に、勘定科目名称が変更される場合があります。
例：「現金・預金」→「現金及び預金」
- 作成した CSV ファイルを税務・会計ソフト又は「e-Tax ソフト（PC 版）」に組み込む場合、データ容量に制限（10MB）があります。

e-Tax の利用可能時間

▶ 月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合があります。e-Tax のご利用に当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Tax の利用開始の手続、「e-Tax ソフト」及びそのパソコン操作に関するお問合せに電話で対応する専用窓口です。パソコンなどを起動してお問合せになる画面を表示させてからお電話ください。

なお、申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金) **0570-01-5901**

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※税務・会計ソフトに関するご質問については、各税務・会計ソフト販売会社へお問合せください。

※受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

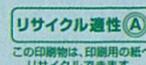
- 詳しくは、**e-Tax ホームページ**をご覧ください。

利用開始の手続、e-Tax の推奨環境、「e-Tax ソフト」の操作方法及びよくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



平成 28 年 4 月